

臨時株主総会 招集ご通知

日 時 2026年9月22日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1-1
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

決 議 事 項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員である 取締役を除く。)9名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役6 名選任の件
第4号議案	取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額決 定の件
第5号議案	取締役(監査等委員である 取締役および社外取締役を 除く。)に対する譲渡制限付 株式の割当てのための報酬 決定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の 報酬額決定の件

※ ご出席の株主の皆様へのお土産の用意はございません。

地球の恵みを、社会の望みに。



エアウォーター株式会社



経営理念

創業者精神を持って
空気、水、そして地球にかかわる
事業の創造と発展に、英知を結集する

パーパス

地球の恵みを、社会の望みに。

エア・ウォーターグループは、1929年の創業以来、社名に冠した空気や水などのさまざまな地球の恵みを、人々の暮らしや産業にとって「なくてはならないもの」へと進化させ、社会に安定的に提供し続けています。

世界中の人々が未来に向かって、より明るく豊かに生きていくために、私たちは、空気のように、水のように、もっと“なくてはならない”存在へ。

今後も人と地域に寄り添い、暮らしや産業に不可欠な価値ある製品やサービス、ソリューションを提供していくことで、社会の望みに応えていきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、当社グループにおいて発生した不適切会計事案により、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、2025年度の業績につきましては、当期純損失を計上する結果となり、株主の皆様のご期待にお応えできなかったことを、重ねてお詫び申し上げます。

当社は、今回の事案を単なる会計上の問題ではなく、グループ経営およびガバナンスのあり方そのものが問われる重大な経営課題であると受け止めており、特別調査委員会の調査結果および自主点検結果を真摯に受け止め、企業風土、ガバナンス、内部統制およびリスクマネジメントの抜本的な改革に取り組んでおります。

今回、株主の皆様にご承認をお願いする監査等委員会設置会社への移行は、こうした改革を着実に進めるための重要な施策の一つです。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有することで、経営の意思決定段階から監査・監督機能を発揮できる体制へと移行し、業務執行に対する監督機能および牽制機能の実効性を一層高めてまいります。これにより、経営の透明性、客観性および説明責任を強化し、健全なガバナンス体制を構築いたします。

現在、当社は改善計画を着実に実行し、内部管理体制の整備と運用の実効性向上を図ることで、特別注意銘柄の指定解除に全力で取り組んでおります。これは、当社の再生に向けた重要な通過点であり、真の目標は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様から再び信頼され、企業価値を持続的に向上させる会社として生まれ変わることにあります。

私自身が先頭に立ち、コンプライアンスを経営の最優先事項として徹底し、健全で透明性の高い経営体制の構築を図ります。失われた信頼の回復に向けて、改革を着実に実行し、その成果をもって株主の皆様にお応えしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2026年8月

代表取締役 社長執行役員

千歳喜弘

株 主 各 位

証券コード：4088
(発送日) 2026年9月7日
(電子提供措置の開始日) 2026年8月31日

大 阪 市 北 区 大 深 町 5 番 54 号
グラングリーン大阪南館パークタワー 13階

エアウォータ株式会社

代表取締役 社長執行役員 千 歳 喜 弘

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

● 当社ウェブサイト

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/stock/investor.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



● 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名または証券コード「4088」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」よりご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、7頁から8頁のご案内に従って、**2026年9月18日（金曜日）午後5時40分まで**に議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2026年9月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

② 場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1-1
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

③ 目的事項

- 【報告事項】
1. 第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

- 【決議事項】
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

-
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の会社の株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・連結計算書類の連結持分変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨ならびに修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

臨時株主総会の開催について

当社は、2026年6月4日付「第26期定時株主総会および継続会の開催に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、「第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、併せて「本報告事項」といいます。）を株主の皆様にご報告するため、2026年6月29日開催の第26期定時株主総会において、定時株主総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

その後、当社は、本継続会の開催に向けた準備を進めてまいりましたが、一方で、監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更等の議案について株主の皆様にお諮りする必要が生じたことから、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催についても併せて検討を進めてまいりました。

検討の結果、本臨時株主総会の開催時期および付議内容について具体的な見通しが得られ、本報告事項についても、本継続会においてご報告することを想定していた時期と大きく乖離しない時期に、本臨時株主総会においてご報告することが可能となりました。

これらの事情を踏まえ、本継続会は開催せず、本報告事項については、本臨時株主総会において併せてご報告することが適切であると判断いたしました。

株主の皆様には、当初ご案内しておりました本継続会の開催に代えて、本臨時株主総会において本報告事項をご報告することとなりましたことをお知らせいたします。なお、本報告事項の内容は「第26期報告書」「臨時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」に記載のとおりであります。

なお、本継続会の不開催に伴い、第26期定時株主総会は、2026年6月29日に開催された会議の終了時をもって閉会（終結）しておりますが、同株主総会において行われた議事の有効性に変わりはなく、決議事項については同日に承認可決され、効力が発生しております。

以 上

メモ

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席されない場合

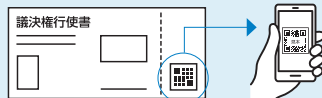
インターネット等によるご行使

QRコード®の読み取りによる ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォン又はタブレット端末等で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



●詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年9月18日（金曜日）
午後5時40分受付分まで

「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び 「パスワード」入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次のいずれかのウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

1 株主総会ポータル®▶
<https://www.soukai-portal.net>

2 議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

●詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年9月18日（金曜日）
午後5時40分受付分まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年9月18日（金曜日）
午後5時40分到着分まで

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

株主総会開催日時

2026年9月22日（火）
午前10時

●インターネット等による議決権行使についての注意事項

- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- ・インターネット等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申し込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



QRコード®の読み取りによるご行使

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



⚠ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

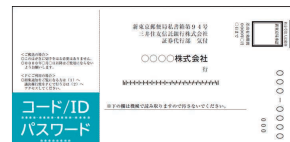


「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」入力によるご行使

次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル® ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>



事前質問受付のご案内

受付期限

2026年9月14日(月曜日)午後5時40分受付分まで

本株主総会においては、株主総会ポータル®を通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータル®にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様一人につき、ご質問は2問までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。



- インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、監査等委員である取締役を、取締役会において議決権を有する構成員とすることで、取締役会の審議・意思決定の段階から監査・監督機能を発揮できる体制へ転換し、取締役会による業務執行の監督機能および牽制機能の実効性向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、当社定款について監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、当該変更に際し、業務執行に係る会議体に関する事項は、経営環境の変化に応じて柔軟に見直す必要があることから、社内規程において定めることが適切であると判断いたしました。当該判断に基づき、現行定款第28条に定める最高経営委員会は業務執行に係る会議体の一つであることから、本規定を削除するものであります。
- (2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 5 条～第 10 条 (条文省略)	第 2 章 株 式 第 5 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会 第 11 条～第 16 条 (条文省略)	第 3 章 株 主 総 会 第 11 条～第 16 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会等 (取締役会の設置) 第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> (新設) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第4章 取締役および取締役会等 (取締役会の設置) 第17条 (現行どおり) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u> (取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名ならびに当社の業務を執行する取締役を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。</u> 3. <u>前2項の規定にもとづき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名ならびに当社の業務を執行する取締役を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> (削除) 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会規程) 第25条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) (最高経営委員会) 第28条 当会社は、<u>重要事項を審議する機関として、最高経営委員会を設置する。</u>	(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会規程) 第26条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u>	(削除)
第29条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> 第30条 当社の監査役は、6名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査役にこれを発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査役会を開催することが できる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める限度額までその責任を限定する旨の契約を締結することができる。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u>
	第29条 当会社は、監査等委員会を置く。
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u>
	第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) 第6章 会 計 監 査 人 第39条～第41条 (条文省略) 第7章 計 算 第42条～第45条 (条文省略) (新設) (新設)	(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (<u>監査等委員会規程</u>) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第6章 会 計 監 査 人 第34条～第36条 (現行どおり) 第7章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり) 附則 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 第1条 <u>当社は、2026年9月22日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2. <u>2026年9月22日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する旨の契約については、同臨時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります

候補者 番号	氏 名 / 属 性	性 別	現在の当社における地位等	取締役会への出席状況
1	せん ざい よし ひろ 千 歳 喜 弘 再 任	男性	代表取締役 社長執行役員 取締役会議長	19/19 回
2	から と ゆう 唐 渡 有 再 任	男性	代表取締役 副社長執行役員 本社 部門管掌 兼 経 理 ・ 財 務 統 括 責 任 者	6/6 回
3	たか はし ひろ ゆき 高 橋 裕 之 新 任	男性	顧問	—
4	しら いわ ひろ たか 白 岩 啓 孝 新 任	男性	上席執行役員	—
5	は が ゆう こ 芳 賀 裕 子 再 任 社 外 独 立	女性	社外取締役	19/19 回
6	Rochelle Kopp ロッシェル・カップ 再 任 社 外 独 立	女性	社外取締役	16/19 回
7	か とう み き ひこ 加 藤 三紀彦 再 任 社 外 独 立	男性	社外取締役	6/6 回
8	まつ した みつ とし 松 下 満 俊 再 任 社 外 独 立	男性	社外取締役	6/6 回
9	かわ さき しん いち 川 崎 真 一 再 任 社 外 独 立	男性	社外取締役	6/6 回

新 任 …新任取締役候補者 再 任 …再任取締役候補者 社 外 …社外取締役候補者 独 立 …証券取引所届出独立役員

取締役会への出席状況は、2026年4月1日から2026年8月6日までに開催された取締役会について記載しております。なお、開催回数は各候補者が当該期間中に在任していた期間に開催された取締役会の回数であり、出席回数はそのうち出席した回数であります。

候補者番号



せ ん ざ い よ し ひ ろ

千歳 喜弘

(1948年4月2日生)

所有する当社の株式の数

23,200株

取締役会への出席状況

19/19回

再 任

新 任

社 外

独 立



略歴、地位および担当

- 1971年 4月 日立マクセル(株) [現 マクセル(株)] 入社
- 2011年 4月 同代表取締役社長
- 2016年 6月 同代表取締役会長
- 2017年10月 マクセルホールディングス(株)代表取締役会長およびマクセル(株)取締役会長
- 2021年 9月 (株)アイ・オー・データ機器社外取締役
- 2022年 6月 当社社外取締役
- 2026年 1月 同取締役会議長 (現任)
- 2026年 6月 同代表取締役 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由等

千歳喜弘氏は、日立マクセル(株) [現 マクセル(株)] において技術者としての実績に加え、代表取締役社長および会長を務め、また、他社の社外取締役に歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2022年からは当社の社外取締役として、社内出身者にはない独自の観点から、当社の経営全般に対する助言および監督を行ってまいりました。このたびの不適切会計事案を受けては、内部統制の早期整備およびグループ全体を横断したガバナンス体制の高度化に向け、2026年1月より取締役会議長として、取締役会の実効性向上と監督機能の強化を牽引しております。さらに、同氏は東京証券取引所プライム市場(現時点)の上場企業において代表取締役社長を務めた経験を有しており、2026年6月に当社の代表取締役社長執行役員に就任して以降は、経営改革および信頼回復に向けた取り組みを主導しております。これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長および企業価値の向上に貢献できるものと判断し、同氏を全社管掌の取締役候補者としたしました。なお、本議案が承認可決されましたら、同氏は引き続き当社の代表取締役 社長執行役員に就任する予定です。

候補者番号

2

唐渡 有

(1953年6月3日生)

所有する当社の株式の数

71,366株

取締役会への出席状況

6/6回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

1977年 4月 住友金属工業(株)〔現 日本製鉄(株)〕入社
1994年 6月 同鉄鋼総括部鉄鋼企画室長
2001年 6月 同エンジニアリング事業本部エンジニアリング総括部長
2004年 6月 同経理部長
2006年 6月 当社取締役経理部長兼シェアード・サービスセンター長
2009年 6月 同常務取締役コーポレート本社経営管理部長
2015年 6月 同専務取締役経営企画・管理担当
2017年 4月 同取締役副社長ケミカルカンパニー長
2019年 4月 同取締役副社長北海道代表
2022年 6月 同副社長執行役員北海道代表
2023年 6月 同北海道代表
2026年 1月 同専務執行役員連結管理室長兼北海道代表
2026年 3月 同専務執行役員経理・財務統括責任者
2026年 6月 同代表取締役 副社長執行役員 本社部門管掌 兼 経理・財務統括責任者（現任）

取締役候補者とした理由等

唐渡有氏は、住友金属工業(株)〔現 日本製鉄(株)〕において鉄鋼企画・エンジニアリング部門の要職を経て経理部長を務めたほか、2006年の当社入社後も経理部長や経営管理部門担当の常務取締役等を歴任し、2017年まで財務・会計および経営管理の中枢を担ってまいりました。また、2019年からは当社取締役副社長として北海道代表の役割を担い、地域行政や経済団体との連携強化を図るとともに、北海道における当社グループの多様な事業展開を牽引してまいりました。このたびの不適切会計事案の判明後は、専務執行役員として経理・財務統括責任者に就任し、監査対応を含む管理体制の強化ならびに内部統制システムの再構築を主導してまいりました。さらに、2026年6月には代表取締役 副社長執行役員に就任し、本社部門を管掌する立場として、グループ全体を横断したガバナンス体制の強化および再発防止策の着実な推進に取り組んでおります。これらの経験と知見を活かし、今後も当社グループのガバナンス体制の強化に重要な役割を果たすものと判断し、同氏を本社部門管掌の取締役候補者としたしました。なお、本議案が承認可決されましたら、同氏は引き続き当社の代表取締役 副社長執行役員に就任する予定です。

候補者番号

3

た か は し ひ ろ ゆ き

高橋 裕之

(1964年6月5日生)

所有する当社の株式の数

2,227株

取締役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1987年 4月 三井物産(株)入社
- 1994年10月 米国三井物産(株)ニューヨーク本店
- 2005年 5月 三井物産(株)無機原料部 硫黄硫酸室長
- 2008年 5月 同人事総務部人事企画室次長
- 2010年 5月 同クロルアルカリ事業部塩事業室長
- 2014年 1月 Fairway Methanol LLC, シニア・バイス・プレジデント
- 2019年 4月 三井物産(株)ベーシックマテリアルズBUメタノール・アンモニア事業部長
- 2021年 4月 同理事メタノール・アンモニア事業部長
- 2021年 6月 米国三井物産(株)SVP米州化学品本部長
- 2024年 7月 当社顧問地球環境部門企画・管理部特任部長
- 2025年 4月 同常務執行役員グローバル戦略推進本部長兼グローバル戦略推進本部グローバル事業開発部長
- 2026年 2月 同常務執行役員グローバル戦略推進本部長兼グローバル事業開発部長、エア・ウォーター・マテリアル(株)代表取締役社長
- 2026年 6月 エア・ウォーター・マテリアル(株)取締役 (現任)
- 2026年 7月 当社顧問 (現任)

取締役候補者とした理由等

高橋裕之氏は、三井物産(株)および米国三井物産(株)において、無機原料、化学品、メタノール・アンモニア事業、米州化学品本部等の業務に従事し、資源関連事業、海外拠点運営、事業開発およびグローバル事業管理に関する豊富な経験を有しています。また、当社においても、海外事業推進、グローバル戦略推進本部、当社グループ会社の代表取締役社長として、事業運営および関係会社経営に携わってまいりました。産業ガス、機能材料その他の当社事業全般への理解に加え、海外事業およびグローバル成長戦略を推進してきた実務経験ならびに子会社管理に関する知見を有しており、成長戦略の推進と内部統制・コンプライアンスの強化を両立させるうえで、当社取締役会の機能向上に貢献できるものと判断し、事業部門管掌の取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

し ら い わ ひ る た か

白岩 啓孝

(1966年11月3日生)

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

0株

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1990年 4月 住友信託銀行(株)〔現 三井住友信託銀行(株)〕入社
- 2004年 6月 同企画部 調査役
- 2007年 6月 同秘書室秘書役
- 2011年 8月 同ホールセール企画部 審議役
- 2014年10月 同不動産ファイナンス部長
- 2016年10月 同理事本店営業第八部長
- 2018年 1月 同理事大阪本店営業第一部長
- 2023年 4月 同執行役員福岡支店長兼福岡天神支店長（九州・沖縄エリア所管）
- 2025年 6月 当社顧問
- 2025年10月 同執行役員AWグループ資産総点検推進室長兼財務・IR戦略室 室長補佐
- 2026年 1月 同執行役員 財務・IR戦略室長兼AWグループ資産総点検推進室長
- 2026年 7月 同上席執行役員財務・IR戦略部長（現任）

取締役候補者とした理由等

白岩啓孝氏は、住友信託銀行(株)〔現 三井住友信託銀行(株)〕において要職を歴任し、財務戦略、資本効率、リスク管理、与信判断および事業評価に関する豊富な実務経験を有しております。2025年の当社入社後は、財務・IR部長等として財務規律の強化、資産効率の改善および資本市場との対話に取り組んでまいりました。金融・財務分野における専門性に加え、投資家視点および当社の将来像を踏まえ、経営管理、資本政策およびIR活動を推進してきた実績を有しております。同氏の経験は会計・財務管理の信頼性向上、予算・業績管理プロセスの高度化およびグループ全体の財務規律強化に資するものであり、今後、当社の財務戦略および資本政策を担う立場として、資本市場との対話と説明責任を通じ、投資家目線を踏まえた経営判断およびIR活動の実効性向上に重要な役割を果たすものと考えております。以上を踏まえ、当社の経営管理の高度化、財務規律の強化および資本政策の充実に重要な役割を果たすことができると判断し、経理・財務統括責任者としての役割を担う取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

は が ゆ う こ
芳賀 裕子

(1955年12月8日生)

所有する当社の株式の数

1,307株

取締役会への出席状況

19/19回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1989年 4月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株)
戦略コンサルティンググループシニアコンサルタント
- 1991年 4月 芳賀経営コンサルティング事務所代表 (現任)
- 2017年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール准教授
- 2019年 3月 協和発酵キリン(株) [現 協和キリン(株)] 社外取締役
- 2020年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授 (現任)
- 2020年 6月 ミネベアミツミ(株)社外取締役 (現任)
- 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

芳賀経営コンサルティング事務所代表、名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授、ミネベアミツミ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

芳賀裕子氏は、企業戦略の研究者としてM&Aやコーポレート・ガバナンス等に関する専門的な見識を有していることに加えて、経営コンサルタントとして培われた豊富な経験ならびに専門機関における実践的な研修等で得た高い見識を有しており、これらを当社経営に活かしていただけるものと考え、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏には2024年12月から指名・報酬委員会の委員長に就任いただいております。同委員長就任以降、不適切会計事案の判明以前からコーポレート・ガバナンスの改革を踏まえた委員会機能の高度化を目的に、取締役選任プロセスや評価制度の明確化、責任と役割を明確にした報酬制度の再検討等を進めていただきました。今後も当社の経営全般に対する助言と監督機能を発揮していただき、当社取締役会の実効性向上に寄与していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号



Rochelle

Kopp

ロッシェル・カップ

(1964年6月29日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

16/19回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1986年 6月 ZS Associates, Inc. ビジネスアナリスト
- 1987年 6月 同シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年 8月 安田信託銀行(株) [現 みずほ信託銀行(株)] 国際広報スペシャリスト
- 1992年 10月 IPC Group, Inc. コンサルタント
- 1994年 7月 Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) (現任)
- 2019年 4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年 6月 MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役 (現任)
- 2021年 4月 (株) ライトワークス 社外取締役
- 2021年 4月 昭和女子大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科客員教授 (現任)
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長)
MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ロッシェル・カップ氏は、異文化理解やグローバルな視点を有していることに加えて、日本および米国における経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、これらを経営に活かしていただけるものと考え、当社の社外取締役として適任であると判断しております。社内出身者にはない独自の視点ならびに専門機関における実践的な研修等を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かして、今後も当社の経営全般に対する助言と監督機能を発揮していただき、当社取締役会の実効性向上に寄与していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号



かとう みきひこ
加藤 三紀彦

(1962年8月18日生)

所有する当社の株式の数

100株

取締役会への出席状況

6/6回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

1985年 4月 日本特殊陶業(株)入社
1998年 5月 米国特殊陶業(株)Controller
2000年 5月 同CFO
2012年 8月 ブラジル特殊陶業(有)社長
2015年 10月 日本特殊陶業(株)経営企画部長
2016年 4月 同執行役員経営企画部長
2017年 6月 同取締役執行役員経営戦略本部長
2019年 4月 同取締役上席執行役員経営戦略本部長
2022年 6月 同取締役常勤監査等委員
2024年 6月 同顧問（現任）
2025年 7月 (株)ヨコタエンタープライズ顧問
2026年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

日本特殊陶業(株)顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

加藤三紀彦氏は、日本特殊陶業(株)において米国子会社のController・CFOを歴任し、ブラジル子会社社長として海外事業の経営を担うなど、グローバルな財務および経営に関する豊富な経験を有しております。さらに、同社の本社において経営企画部長および経営戦略本部長を務め、経営戦略の立案・推進に携わるとともに、取締役常勤監査等委員として経営監督の経験も有しております。これらの経験を踏まえ、財務・会計および経営戦略の両面から当社グループのガバナンスおよび内部統制の高度化ならびに再発防止策の実効性確保において重要な役割を果たしていただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号

8

まつした みつとし
松下 満俊

(1970年10月3日生)

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

0株

6/6回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

1997年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）梶谷総合法律事務所入所（現任）

2016年 6月 パシフィックシステム㈱社外監査役

2017年 6月 ㈱ツムラ社外取締役監査等委員

2026年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

梶谷総合法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松下満俊氏は、会社法務に精通した弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する企業において社外取締役監査等委員を、同スタンダード市場に上場していた企業において社外監査役を務めるなど、企業経営の監督に関する十分な知見を備えております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、その豊富な経験と高い見識を活かし、社内出身者とは異なる独立した視点から当社の経営全般に対する有益な助言と監督機能を発揮いただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号



かわさき しんいち

川崎 真一

(1964年2月5日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

6/6回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1989年 4月 大阪ガス(株)入社
- 2013年 4月 大阪ガスケミカル(株)執行役員ファイン材料事業部長
- 2016年 4月 大阪ガス(株)エネルギー技術研究所長
- 2019年 4月 (株)K R I 取締役常務執行役員
- 2020年 4月 同代表取締役社長
- 2024年 6月 (一財)大阪科学技術センター常務理事
- 2026年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川崎真一氏は、大阪ガス(株)において新技術研究所等でガス・エネルギー分野、材料分野の研究開発および事業化に従事した後、エネルギー技術研究所長として技術戦略の中核を担うなど、研究開発から実装・事業化までを一貫して推進してきた実績を有しております。さらに、(株)K R Iの代表取締役社長として研究開発事業の経営を担い、技術と経営の双方の視点から組織を牽引してこられました。当社グループが求めるガス・エネルギー分野の技術の専門性を背景に、成長戦略および既存事業に対し、技術面から客観的な検証と適切な助言を行い、当社取締役会の機能を一層強化していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

-
-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芳賀裕子、ロッシェル・カップ、加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は芳賀裕子、ロッシェル・カップ、加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該契約の概要は、第26期報告書18ページ記載の（3）役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。
5. 芳賀裕子氏は、2024年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年3か月となります。
6. ロッシェル・カップ氏は、2025年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年3か月となります。
7. 加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏は、2026年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3か月となります。
8. 芳賀裕子、ロッシェル・カップ、加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏は、東京・札幌両証券取引所および当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすことから、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、引き続き各氏を当社が上場している両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
9. 芳賀裕子氏が代表を務める芳賀経営コンサルティング事務所と当社の間には、2024年6月まで業務委託契約を締結しておりましたが、当該契約に係る対価は年間500万円未満で、当社の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。なお、現時点においては、契約関係はありません。
10. 加藤三紀彦氏が顧問を務める日本特殊陶業(株)と当社グループの間には取引関係がありますが、当該取引額の割合は、過去3事業年度のいずれにおいても当社の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
11. ロッシェル・カップ氏が社長を務めるJapan Intercultural Consultingと当社との間には取引はなく、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。
12. 芳賀裕子およびロッシェル・カップの両氏が当社社外取締役在任中に、当社および複数の当社グループ会社において、在庫等に関する不適切な会計処理事案が判明いたしました。両氏は当該事案の判明前より取締役会等において当社経営を客観的に監督し、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事案判明後においては、法令遵守、内部統制の強化について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、適切にその職務を遂行しております。なお、芳賀裕子氏は平素より指名・報酬委員会の委員長として、当社の役員人事および報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から、指名・報酬委員会の審議を主導し、取締役会に対して必要な提言を行っております。
13. 所有する当社の株式の数には、当社グループの役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
14. 芳賀裕子氏の戸籍上の氏名は林裕子であります。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 / 属 性	性 別	現在の当社における地位等	取締役会へ の出席状況	監査役会へ の出席状況
1	もり 森 せい じ 誠 治 新任	男性	監査役	6/6回	5/5回
2	よし だ やす あき 吉 田 康 晃 新任	男性	監査役	6/6回	5/5回
3	み こしば まさ し 御子柴 雅 資 新任 社外 独立	男性		—	—
4	いわ さき あつし 岩 崎 淳 新任 社外 独立	男性	社外監査役	6/6回	5/5回
5	ひ ぐち たて し 樋 口 建 史 新任 社外 独立	男性	社外監査役	6/6回	5/5回
6	きく ち ま お こ 菊 地 麻緒子 新任 社外 独立	女性		—	—

新任…新任取締役候補者 社外…社外取締役候補者 独立…証券取引所届出独立役員

取締役会・監査役会への出席状況は、各候補者の就任時である2026年6月29日から2026年8月6日までに開催された取締役会・監査役会について記載しております。

候補者番号

1

もり

森

せいじ

誠治

(1969年10月2日生)

所有する当社の株式の数

8,785株

取締役会への出席状況

6/6回

監査役会への出席状況

5/5回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

1993年 4月 大同ほくさん(株) [現 当社] 入社
2017年 4月 同経営管理部長
2018年 4月 同執行役員経営管理部長
2020年 4月 同執行役員経営企画部長
2020年 10月 エア・ウォーター東日本(株)常務執行役員事業企画部長
2023年 4月 当社常務執行役員財務戦略室長
2025年 10月 同理事内部監査室室長補佐
2026年 3月 同理事経理室長
2026年 6月 同常勤監査役 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由等

森誠治氏は、当社において経営計画の策定、業績管理、財務戦略の立案・遂行に携わるなど、経営管理および財務の分野において重要な役割を担ってまいりました。2017年には経営管理部長として管理会計制度の構築ならびに経営計画および業績管理を通じて全社的な経営管理を主導し、2020年には地域事業会社の常務執行役員事業企画部長に就任し、グループ会社の経営および事業企画に関する知見を深めております。2023年には財務戦略室長として当社グループの財務戦略、資本政策およびグループ各社の資金管理を統括してまいりました。同氏はこれらの業務経験を通じて、当社グループの事業および財政の状況を的確に把握しております。これらの経験および見識を踏まえ、当社の監査体制の強化に資する重要な役割を果たしてもらえるものと考えており、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

2

よしだ やすあき

吉田 康晃

(1983年3月4日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

6/6回

監査役会への出席状況

5/5回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

2008年12月 監査法人トーマツ〔現 有限責任監査法人トーマツ〕入所
2012年11月 公認会計士登録
2014年1月 川本産業(株)入社
2015年7月 同戦略企画本部部長
2018年4月 同執行役員マーケティング本部部長
2019年1月 同執行役員経営企画室長
2019年11月 浙江川本衛生材料有限公司董事
2019年12月 ニシキ(株)取締役
2020年2月 (株)サカキL&Eワイズ取締役
2020年6月 川本産業(株)取締役執行役員管理統括兼経営企画室長
2022年6月 同常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼経営企画室長兼内部監査室長
2023年1月 クロス工業(株)取締役
2023年7月 川本産業(株)常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼経営企画室長兼管理本部部長兼内部監査室長
2026年4月 同常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼管理本部部長兼社長室長兼内部監査室長兼人事総務部長
2026年6月 当社常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由等

吉田康晃氏は、公認会計士として会計に関する専門的知見を有しており、会計監査および業務監査を的確に遂行する能力を備えております。また、当社の子会社であり上場企業であった川本産業(株)において常務取締役を務めたほか、同社の子会社等において取締役を歴任するなど、企業経営に関する実務経験を有しております。こうした経験を通じて培った業務執行および経営実務に対する理解は、取締役の職務執行を実効的に監査するうえで大きく寄与するものと考えております。さらに、内部監査業務にも精通しており、法令等の遵守状況や内部統制の整備・運用状況を客観的な視点から検証し、その改善に向けた提言を行うなど、企業の健全な経営基盤の確立およびガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。これらの専門性および経験を踏まえ、財務・会計および内部統制の観点から、当社の監査体制の強化に資する重要な役割を果たしてもらえものと考えており、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

3

み こ し ば ま さ し
御子柴 雅資

(1966年8月18日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1989年 4月 丸紅(株)入社
- 1993年 4月 同インドネシア電力工事事務所（ジャカルタ）
- 2000年 2月 米国Vectant Inc.（ニューヨーク）経営企画部
- 2001年10月 丸紅米国会社ニューヨーク本店機械営業経理課長
- 2007年 4月 丸紅(株)監査部
- 2009年 4月 丸紅欧州会社ロンドン本店監査チーム長
- 2014年 4月 丸紅(株)監査部企画課長
- 2021年 4月 同監査部長
- 2025年 4月 丸紅I-DIGIOホールディングス(株)常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

丸紅I-DIGIOホールディングス(株)常勤監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

御子柴雅資氏は、丸紅(株)において経理・税務関連業務に従事した後、監査部門において内部監査業務に携わるとともに、公認内部監査人資格を有し、同社の子会社等において常勤監査役および非常勤監査役を務めるなど、会計・税務、内部監査およびグループ内部統制に精通し、監査実務に関する豊富な経験を有しております。当社が多数の国内外グループ会社を有し、監査等委員会の実効性向上およびグループ全体の内部統制強化が重要な課題となる中、同氏の客観的かつ独立した視点と豊富な監査実務経験は、内部監査部門および会計監査人との連携強化に資するものと考えております。同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、これらの経験と見識を踏まえ、同氏には、常勤の監査等委員として、当社の業務執行に対する独立した立場からの監督および監査を遂行し、内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に重要な役割を果たしていただけるものと期待しており、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

4

い わ さ き

岩崎

(1959年1月9日生)

あ つ し

淳

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

6/6回

監査役会への出席状況

5/5回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1990年11月 センチュリー監査法人〔現 EY新日本有限責任監査法人〕入所
- 1991年 3月 公認会計士登録
- 1997年 3月 不動産鑑定士登録
- 2005年 9月 岩崎公認会計士事務所所長（現任）
- 2013年 6月 井関農機(株)社外取締役（現任）
- 2015年 6月 日本ハム(株)社外監査役
- 2016年 6月 オリンパス(株)社外監査役
- 2024年 6月 日本化薬(株)社外監査役（現任）
- 2026年 6月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

岩崎公認会計士事務所所長、井関農機(株)社外取締役、日本化薬(株)社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩崎淳氏は、公認会計士としての専門性を有し、監査法人における長年の監査実務経験に加え、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する複数の企業において社外監査役および社外取締役を歴任するなど、財務・会計および内部統制に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。また、岩崎公認会計士事務所の所長として独立した立場から多数の企業に関与してきた実績を有し、複合的なリスク評価および客観的かつ公正な監査判断を行う能力を備えております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、その経験と見識を踏まえ、当社の業務執行に対し独立した立場から適切な監督および監査を遂行していただくとともに、内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に重要な役割を果たしていただけるものと期待しており、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

5

候補者名
樋口 建史

(1953年4月11日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

6/6回

監査役会への出席状況

5/5回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1978年 4月 警察庁入庁
- 1999年 3月 和歌山県警察本部長
- 2003年 2月 警察庁刑事局刑事企画課長
- 2005年 9月 北海道警察本部長
- 2007年 8月 警察庁官房政策評価審議官兼官房審議官
- 2008年 8月 警視庁警務部長
- 2009年 3月 警視庁副總監
- 2010年 1月 警察庁生活安全局長
- 2011年 8月 警視總監
- 2014年 4月 ミャンマー国駐劄特命全權大使
- 2018年 6月 第一三共(株)社外監査役
- 2019年 6月 三浦工業(株)社外取締役
- 2020年 6月 大成建設(株)社外監査役
- 2023年 11月 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員（法務省所管）
- 2024年 12月 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構理事長（現任）
- 2026年 6月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構理事長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

樋口建史氏は、長年にわたり警察行政に携わり行政機関等で要職を歴任され、警視總監や警察庁生活安全局長等として我が国の治安・法令遵守の確保に重要な役割を担うなど、危機管理およびコンプライアンスに関する高度な見識と豊富な経験を有しております。また、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する複数の企業において社外監査役および社外取締役を務めた実績を有しております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、これらの経験と見識を踏まえ、当社の業務執行に対し独立した立場から適切な監督および監査を遂行していただくとともに、内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に重要な役割を果たしていただけるものと期待しており、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

6

き く ち ま お こ
菊地 麻緒子

(1965年7月14日生)

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

0株

—

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1992年 4月 法務省検察庁検察官任官
- 1997年 8月 Paul Hastings LLP.Los Angeles Office入所
- 1999年 3月 長島・大野法律事務所〔現 長島・大野・常松法律事務所〕入所
- 2004年 4月 公正取引委員会事務総局入局
- 2006年 5月 ボーダフォン(株)〔現 ソフトバンク(株)〕業務執行役員CCO
- 2014年 4月 日本マイクロソフト(株)執行役 法務・政策企画統括担当
- 2016年 6月 三井倉庫ホールディングス(株)常勤社外監査役
- 2020年 6月 同社外取締役（現任）
- 2020年 6月 (株)KADOKAWA社外監査役
- 2020年 7月 日立建機(株)社外取締役
- 2023年 11月 (株)良品計画社外監査役（現任）
- 2026年 3月 フロンティア・マネジメント(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

三井倉庫ホールディングス(株)社外取締役、(株)良品計画社外監査役、フロンティア・マネジメント(株)社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菊地麻緒子氏は、検察庁、日米の法律事務所および公正取引委員会での法律専門家としての職務経験を経た後、ボードフォン(株)[現 ソフトバンク(株)]において法務統括部長、チーフコンプライアンスオフィサーおよびリスク管理責任者を務め、また、日本マイクロソフト(株)では執行役として法務・政策企画を担当するなど、事業会社における執行側の責任者として、法務・コンプライアンス・リスクマネジメント体制の構築・運営を主導し、急速な事業拡大、規制対応、企業価値向上および経営判断上のリスク対応といった事業会社の経営課題に向き合ってまいりました。その後は、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する複数の企業において、常勤社外監査役、社外取締役および社外監査役として企業経営に関わり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献いたしました。したがって、同氏においては、法律専門家としての助言にとどまらず、事業会社における法務・コンプライアンス・リスクマネジメントの責任者として実務上の厳しい経営課題に向き合ってきた豊富な経験を、当社の今後の経営に活かしていただけるものと考えております。監査等委員である取締役として、経営判断の妥当性、リスク認識の十分性、コンプライアンス体制の有効性および企業文化の健全性について、独立した立場から適切な監督・牽制機能を発揮いただくことを期待しており、その豊富な知識と経験を踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御子柴雅資氏は2026年9月21日に丸紅I-DIGIOホールディングス(株)を退職する予定であります。
3. 御子柴雅資、岩崎淳、樋口建史および菊地麻緒子の各氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は森誠治、吉田康晃、岩崎淳および樋口建史の各氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で、同様の契約を新たに締結する予定であります。また本議案において御子柴雅資および菊地麻緒子の両氏の選任が承認可決された場合には、当社は両氏との間に、上記と同様の内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。監査等委員である各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該契約の内容は、第26期報告書18ページ記載の（3）役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりです。
6. 岩崎淳および樋口建史の両氏は、2026年6月から当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3か月となります。
7. 岩崎淳および樋口建史の両氏は、当社が上場している東京・札幌両証券取引所および当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすことから、本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、引き続き両氏を両取引所に独立役員として届け出る予定であります。また本議案において御子柴雅資および菊地麻緒子の両氏の選任が承認可決された場合には、新たに両氏を両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
8. 岩崎淳氏は2013年6月より井関農機(株)の社外取締役を務めております。同社は2025年5月9日付で、公正取引委員会から下請法（現：中小受託取引適正化法）に基づく勧告を受けました。同氏は本事実の判明前には当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の徹底および内部統制システムの強化を含むガバナンス体制の強化等について発言を行ってまいりました。また、当該法令違反の事実判明後においては、原因究明および再発防止策等について必要な助言を行うなど、適切にその職責を果たしております。
9. 所有する当社の株式の数には、当社グループの役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

ご参考 スキルマトリックス

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性がその実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で審議し、取締役に求められるスキルを特定のうえ、「スキルマトリックス」として公表しております。

当該スキルは、①企業経営・経営戦略、②財務・会計、③リスクマネジメント・法務・コンプライアンス、④技術・研究開発、⑤人的資本経営、⑥ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ、⑦グローバルの7つとしています。

取締役に必要なスキルとその概要

① 企業経営・経営戦略	企業経営における戦略立案・意思決定の経験
② 財務・会計	財務戦略・資本政策・経理会計に関する高度な知見
③ リスクマネジメント・ 法務・コンプライアンス	リスクマネジメント・法務・コンプライアンスに関する運用経験
④ 技術・研究開発	技術戦略・研究開発の企画・統括推進経験
⑤ 人的資本経営	人的資本経営・人材開発・組織開発・評価・報酬マネジメントの経験・知見
⑥ ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ	環境・社会・ガバナンス対応等サステナビリティ全般への経験・知見
⑦ グローバル	海外事業・国際経営の経験

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」および、第3号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏 名 / 属 性	性 別	専門性・経験（スキルマトリックス）						
			企業経営・ 経営戦略	財務・会計	リスクマネジメント ・法務・ コンプライアンス	技術・ 研究開発	人的資本 経営	ESG（環境・社会 ・ガバナンス）・ サステナビリティ	グローバル
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	社内	千歳 喜弘	男性	●		●	●	●	●
		唐渡 有	男性	●	●	●		●	
		高橋 裕之	男性	●			●		●
		白岩 啓孝	男性		●			●	
	社外	芳賀 裕子 独立	女性	●			●	●	●
		ロッシェル・カップ 独立	女性	●			●	●	●
		加藤三紀彦 独立	男性	●	●	●	●	●	●
		松下 満俊 独立	男性			●		●	
監査等委員である取締役	社内	川崎 真一 独立	男性	●			●	●	
		森 誠治 常勤	男性	●	●				
	社外	吉田 康晃 常勤	男性	●	●	●	●	●	
		御子柴雅資 独立 常勤	男性		●	●		●	●
		岩崎 淳 独立	男性		●	●		●	
		樋口 建史 独立	男性			●	●		●
		菊地麻緒子 独立	女性	●		●	●	●	●

ご参考 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外取締役（以下、「社外役員」という。）又は社外役員候補者が、次の各要件のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有しているものと判断する。

- （１）当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者^{※１}又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
- （２）過去10年間に於いて当社グループの非業務執行取締役又は監査役になったことがある者については、その就任前の10年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
- （３）当社グループを主要な取引先とする者^{※２}又はその業務執行者
- （４）当社グループの主要な取引先である者^{※３}又はその業務執行者
- （５）当社の主要株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者。以下同じ。）又はその業務執行者
- （６）当社グループが主要株主となっている者の業務執行者
- （７）当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- （８）当社グループから役員報酬以外に、多額^{※４}の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- （９）当社グループから多額^{※４}の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- （10）当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役に就いている場合における当該他の会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- （11）過去3年間に於いて上記（３）から（10）までのいずれかに該当していた者
- （12）上記（１）から（11）までのいずれかに該当する者が重要な業務執行者^{※５}である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

但し、上記の各要件のいずれにも該当していない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外役員を独立役員に指定しないことがある。

※１ 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

※２ 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の過去3事業年度のいずれかに於いて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

※３ 当社グループの主要な取引先である者とは、当社の過去3事業年度のいずれかに於いて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている者、又は当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上を当社グループに融資している者をいう。

※４ 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入金額の2%に相当する額又は年間1,000万円のいずれか高い方であることをいう。

※５ 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

(注) 上記の「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替える。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会において、年額1,130百万円以内（うち社外取締役分は80百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役の員数および、取締役会における社外取締役の構成比率等の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額700百万円以内（うち社外取締役分は160百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は第26期報告書18ページ記載の（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額に記載のとおりです。本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しておりますが、実質的な変更はありません。

本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいた固定報酬および業績連動報酬の上限額であり、相当であると判断しております。本議案の内容は、指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で、取締役会において決定しております。また、各取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議・答申の上、取締役会において決定することといたします。なお、この報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとなります。

現在の取締役は8名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとなります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2019年6月26日開催の第19期定時株主総会において、現行の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内とし、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限を125,000株とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象取締役に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本制度の報酬枠は、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠と同様に、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、対象取締役の員数および、報酬総額における、譲渡制限付株式報酬の割合等を総合的に勘案し、相当と考えられる金額として、年額150百万円以内としております。本議案の内容は、指名・報酬委員会の審議・答申の上、取締役会において決定しております。各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬委員会の審議・答申の上、取締役会において決定することといたします。

なお、現時点で本制度の対象取締役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象取締役の員数は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年125,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。さらに、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。（以下「譲渡制限」という。）

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は第26期報告書18ページ記載の（４）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額に記載のとおりです。本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しておりますが、実質的な変更はありません。

本議案は、これらを鑑み指名・報酬委員会での審議・答申の上、取締役会にて決定したものであり、内容は相当であると判断しております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬額は、2025年６月26日開催の第25期定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただき現在に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額250百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は６名（うち社外取締役４名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

メモ

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

メモ

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

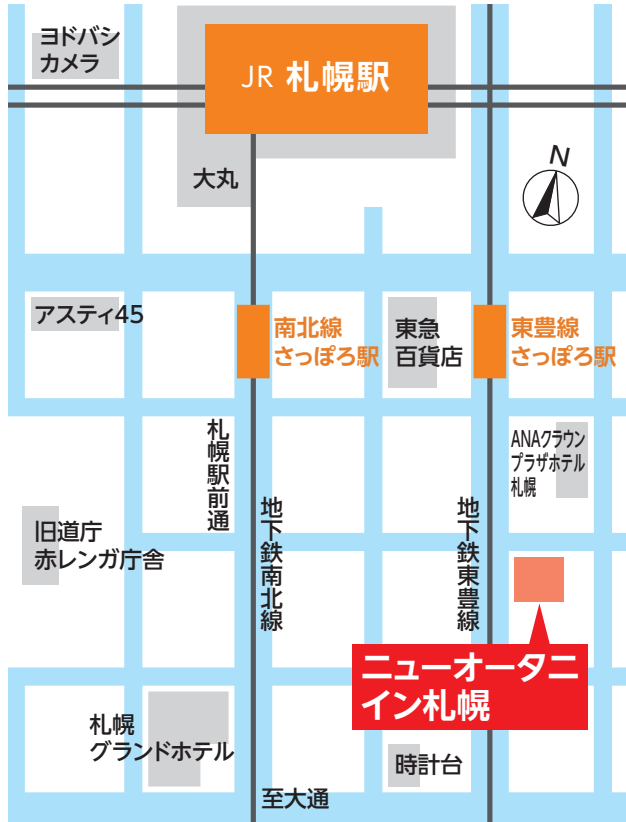
メモ

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



会場

ニューオータニ札幌 2階 鶴の間

札幌市中央区北2条
西1丁目1-1

交通のご案内

- JR札幌駅より 徒歩8分
- 地下鉄東豊線さっぽろ駅より 徒歩3分
- 地下鉄南北線さっぽろ駅より 徒歩6分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

地球の恵みを、社会の望みに。

 **エアウォーター株式会社**



環境に優しい「植物油インキ」
を使用しています。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

